

札幌市エイズ予防対策基本方針

昭和 62 年 10 月 5 日 副市長決裁
(最近改正 平成 30 年 7 月 12 日)

後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）や無症状病原体保有の状態（HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しているが、エイズを発症していない状態をいう。）は、正しい知識とそれに基づく個人個人の注意深い行動により、多くの場合、予防することが可能である。

近年我が国のエイズ患者及び無症状病原体保有者（HIV 感染者）（以下「患者等」という。）の新規報告数は横ばいで推移しており、抗 HIV 療法の進歩による感染者の予後が改善した一方で、エイズを発症した状態で HIV 感染が判明した者の割合は約 3 割を占めている。

本市においても国と同様の傾向であり、HIV 感染の早期発見に向けて更に対策を進めていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省告示第 9 号）に基づき、本市における予防対策の基本方針を定める。

第 1 予防対策の基本方針

本市のエイズ対策の基本方針は、次に掲げる事項とし、関係機関及び患者団体を含む非営利組織又は非政府組織（以下「NGO 等」という。）と連携して、対策の推進を図る。

- 1 HIV・エイズに係る正しい知識の普及啓発及び教育
- 2 検査・相談体制の充実及び医療機関への確実な結び付け等による発生の予防及びまん延の防止
- 3 患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療・福祉の提供

第 2 対策の内容

- 1 HIV・エイズに係る正しい知識の普及啓発及び教育

エイズは予防可能な疾患であることから、市民がエイズに関する正しい知識をもち、市民の行動が HIV に感染する危険性の低いあるいは無いものに変化（以下「行動変容」という。）するよう促すことを意図して行われる必要がある。

- (1) 家庭、地域、学校及び職場等には広報等の効果的な媒体を通して、科学的根拠に基づくエイズに関する正しい知識と検査・相談の情報を提供する。
- (2) 個別施策層（特に、青少年及び同性愛者）に対して、人権や社会的背景に最大限配慮し、学校教育・社会教育や NGO 等と連携して、その特性を踏まえ、きめ細かく効果的な施策を実施する。
- (3) 普及啓発及び教育を行う職員に対して、研修等を実施することにより資質の向上を図る。

- 2 検査・相談体制の充実及び医療機関への確実な結び付け等による発生の予防・

まん延の防止

- (1) HIV 感染の懸念のある者が、適切な相談を受け、早期に検査を受けることができるよう利便性の向上を図るとともに、行動変容を促す機会となるよう検査・相談体制の充実を図る。
- (2) HIV 感染は性感染症の罹患と関係が深いことから、他の性感染症との同時検査や、性感染症の予防対策と連携した施策を実施する。あわせて、検査の結果陽性であった者については、医療機関と連携し、確実に受診へつなげる。
- (3) 効果的な施策実施に反映できるよう、対策の推進に必要な正確な情報を把握する。

3 患者等に対する人権の尊重及び良質かつ適切な医療・福祉の提供

- (1) 患者等に係る個人情報については、人権擁護の観点から保護の徹底を図る。
- (2) 患者等及び個別施策層に対する偏見、差別の撤廃について、機会あるごとに、地域住民への普及啓発に努める。
- (3) 市内医療機関、介護福祉サービス機関、及びエイズ治療拠点病院等と連携し、患者等に対して歯科を含む適切な医療・福祉の提供が重要であることについて広く周知を進める。

附則

この方針は、昭和 62 年 10 月 5 日から施行する。

附則

この方針は、平成 18 年 6 月 5 日から施行する。

附則

この方針は、平成 30 年 7 月 12 日から施行する。